

第 27 号議案

八王子市立学校設置条例等の一部を改正する条例設定について

八王子市立学校設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和元年八王子市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
1 小学校		1 小学校	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
同 第五小学 校	同 千人町三丁 目 7 番 7 号	同 第五小学 校	同 千人町三丁 目 7 番 7 号
(略)	(略)	(略)	(略)
2 中学校		2 中学校	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
同 第二中学 校	同 中野上町四 丁目 2 8 番 1 号	同 第二中学 校	同 中野上町四 丁目 2 8 番 1 号
(略)	(略)	(略)	(略)
3 義務教育学校		3 義務教育学校	
名称	位置	名称	位置

八王子市立いずみの森義務教育学校	八王子市子安町二丁目 19番1号	八王子市立いずみの森義務教育学校	八王子市子安町二丁目 18番1号
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

(八王子市立学校設置条例の一部改正)

第2条 八王子市立学校設置条例（昭和39年八王子市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 1・2（略） 3 義務教育学校		別表（第2条関係） 1・2（略） 3 義務教育学校	
名称	位置	名称	位置
八王子市立いずみの森義務教育学校	八王子市子安町二丁目 18番1号	八王子市立いずみの森義務教育学校	八王子市子安町二丁目 19番1号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。